

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 5 月 10 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 23 年 5 月 10 日（火）午前 10 時 00 分

1 教育長一般報告・その他報告事項

2 請願等審査

受理番号 2 教科書採択に関する要望書

受理番号 3 教科書採択手続きに関する請願書

3 審議案件

教委第 9 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 10 号議案 横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第 11 号議案 平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第 12 号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第 13 号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第 14 号議案 第 22 期横浜市スポーツ振興審議会委員の委嘱替えに関する意見の申出について

教委第 15 号議案 横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付についての和解に関する意見の申出について

教委第 16 号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

- 今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開催いたします。
まず初めに、5月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、教育長から新たな経営責任職の紹介をお願いいたします。
- 山田教育長 それでは、異動のあった職員をご紹介いたします。まず施設部長の伊奈 保秀でございます。
- 伊奈施設部長 おはようございます。よろしく申し上げます。
- 山田教育長 それから、指導部、健康教育・人権教育担当部長の佐竹 広則でございます。
- 佐竹 健康教育・人権教育担当部長 佐竹です。よろしく申し上げます。
- 山田教育長 それから、指導部担当部長の高橋 寛でございます。
- 高橋指導部担当部長 高橋でございます。よろしく申し上げます。
- 山田教育長 以上でございます。よろしく申し上げます。
- 今田委員長 それでは次に、会議録の承認ですが、前回、平成23年4月26日臨時会の会議録は本日の会議録と合わせて次回以降に承認することといたします。
では、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。
- 山田教育長 **【教育長一般報告】**
- 1 市会関係
- 市会との関係については、この間、特段ございませんでした。
- 2 市教委関係
- 4/28 横浜市災害対策本部・横浜市「くらし・経済」震災対策本部合同会議
 - 4/28 横浜市立小学校長会総会
- それから、市教委の関係でございますけれども、主な会議が2つございました。まず一つが、4月28日に横浜市の災害対策本部、それと横浜市のくらし・経済震災対策本部の合同会議が行われました。そこで東日本への今回の大震災へのその主な復興支援の状況ですとか、あるいはこれからのその対応策等々について議論がなされました。
- あわせて、ことしの夏に東電の計画停電あるいは節電というようなことがござ

いますので、横浜市のもっている公共施設の電力運用をどのように図っていくかということについて議論がなされました。

教育委員会の関係では、夏場の学校の授業時間や、外で、あるいは体育館での授業の扱いをどうするのか、運用をどうするのか、あるいは図書館の運用をどうするのか、あるいは博物館等々をどうするのか、大口の契約あるいは小口の契約も含めて、いろいろな施設の状況がございますので、それについてはなるべく早く、今月中には整理をして、各学校あるいは博物館等々へ通知をするため、今月中には決定をしていく予定でございます。以上でございます。

それと、同じく4月28日に横浜市立の小学校の校長会がございまして、そこで校長会長から今回の震災への見舞金を直に持っていかれたことについての報告と、あわせて被災地の状況について、校長会の中でも話がありました。

主な会議は以上でございます。

3 その他

前回のこの教育委員会で委員長の方から、東日本大震災に伴うその対応状況、それと土曜日等々の活用について、今まとまっている状況の説明を、というお話でございましたけれども、実は震災の状況が刻々動いていまして、実際に津波の被害だけではなくて、原発の問題等々もございましたので、もう少し整理に時間を要する状況です。土曜日の活用については、ほかの都市への照会を今かけてございますので、次回に送らせていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

小濱委員 教育長にご質問ですが、先ほどお話のあった震災対策本部合同会議で話し合われたことの中で、復興支援のあり方とおっしゃってましたけど、これについて特に提案されたことというのはございますか。

山田教育長 今、延べでいうと、4桁の数字の職員を被災地のほうへ派遣していますけれども、今後その人的な支援も当然ですが、物的な支援どうするか、とかあるいは、被災地の子どもこちらの学校への受入れの問題等々もあります。これは、横浜市として、あるいは指定都市として、あるいは全国市長会としてという問題と、一方、教育委員会のほうは、文科省からの依頼もきておりますので、その辺の整合性をとりながら、もう少しトータルとして本当の支援ができるような形で整理をしていこうということなど、さまざまな議論がなされていまして。以上でございます。

今田委員長 それでは次に、議事日程に従い、請願等審査に移ります。受理番号2の要望書及び受理番号3の請願書について審査を行います。では、受理番号2の要望書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 おはようございます。指導部長の漆間でございます。よろしくお願申し上げます。では、お手元の受理番号2番の要望書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事 おはようございます。受理番号2番の要望書について、要望者は港北区の個人

室長	<p>1名の方です。要望に対する考え方です。要望の前段につきましては、先日の指定の件にあたりと考えられますので、教育長によって専決し、要望者に回答させていただきたいと考えます。</p> <p>要望の後段につきましては、教科書採択にあたっては、今後とも文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明がありました要望書に対する考え方について、何かご意見・ご質問等ございますか。よろしいですか。それではご質問等がなければ、受理番号2の要望書については、所管課の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>では承認いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思えます。</p> <p>次に、受理番号3の請願書について、所管課から説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	<p>お手元の受理番号3番の請願書をご覧ください。考え方をまず総務課長から、そして続きまして指導主事室長よりご説明申し上げます。</p>
重内総務課長	<p>受理番号3番の請願書についてでございます。請願者は青葉区の個人1名の方です。請願項目1番考え方でございます。教育委員会に提出された請願・陳情等については、横浜市教育委員会会議規則及び横浜市教育委員会請願書陳情書等取扱規則等の定めるところにより、適切に取り扱っております。</p>
齊藤指導主事室長	<p>続きまして、請願項目2番、3番についての考え方でございます。先日の指定の件にあたりと考えられますので、教育長によって専決し、請願者に回答させていただきたいと考えます。</p>
今田教育長	<p>所管課から説明がございました。請願書に対する考え方について、何かご意見・ご質問等ございますか。</p>
中里委員	<p>これは請願ですので、採択か不採択を決める必要があるわけですが、よく読みますと、今まで審議している内容が入っていますので、不採択ということになるかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
小濱委員	<p>はい、私もそう思います。</p>
野木委員	<p>私の名前が随分書いてありますので、前回無駄というお話をさせていただきましたが、あのときは行政と企業とは違うということは申しました。だから企業としては本当にもう一つの無駄もしてはいけないという、それは行政とは違うと思えます。</p> <p>ということはですね、ここでは消防士とそのコピー料金を混同されてますけども、少し飛躍し過ぎているのではないかなと思います。前回、私が言ったことについては、全くそのままがいいと思いますが、この請願に関しては不採択である</p>

と思います。

今田委員長 それでは、ご意見が出ました。受理番号3の請願書については、所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。
なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。
以上で、請願等審査を終了いたします。
次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りします。教委第13号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第14号議案「第22期横浜市スポーツ振興審議会委員の委嘱替えに関する意見の申出について」、教委第16号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委第15号議案「横浜市立中学校の授業中における傷害事件に係る保険給付についての和解に関する意見の申出について」は訴訟案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第13号議案から教委第16号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

重内総務課長 5月2日、横浜教科書採択連絡会から、教科書採択に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。
また、5月6日、子どもと教科書・旭区民ネットワークから中学校教科書展示会に関する要望書が提出されました。この要望書につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づき、事務局で調整し、回答させていただきます。
次回の教育委員会の日程につきましては、5月市会定例会日程との関係があり、現在調整中ですので、別途ご連絡いたします。よろしく願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会の日程については、調整の上、別途ご連絡をいたします。

それでは、教委第9号議案「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について」説明をお願いします。

高橋指導部担当部長 指導部担当部長高橋でございます。

高橋高校教育課長 指導部高校教育課長の高橋と申します。よろしく願いいたします。

高橋指導部担当部長 それでは、お手元の教委第9号議案をご覧くださいと思います。本案でございますが、4月の教育委員会臨時会におきまして、横浜市立中高一貫教育校の

校名候補が決定されましたので、こちらにつきまして法的に正式な形で校名を決定するため、横浜市立学校条例の一部改正の手続が必要になります。これに対する意見の申出についての議案でございます。具体的内容につきましては、所管課長よりご説明申し上げます。

高橋高校教育課長

それでは、お手元の議案に従いまして、ご説明申し上げます。横浜市立学校条例の一部改正に関する意見を申し出るという議案でございます。提案理由は、横浜市立南高等学校附属中学校を設置するため、横浜市立学校の条例の一部を改正したいので、提案するというものでございます。

改正の内容でございますが、横浜市立学校条例の一部を改正する条例ということで、別表の2の表の中でございます。表は一部だけでございますが、横浜市の学校条例は区ごとの50音順になっており、位置が港南区でございますので、港南区の位置で50音順で、「横浜市立丸山台中学校」の次の欄に「横浜市立南高等学校附属中学校」を追加し、このように改めるという改正案でございます。

また、附則といたしまして、この条例は教育委員会規則で定める日から施行するというところでございます。提案理由はそのとおりでございます。

最後の1枚は参考資料でございまして、今までご説明申し上げております内容でございますので、中高一貫教育校の概要でございます。以上、ご提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

今田委員長

これは提案理由のところで、「市立学校の条例の一部を改正」、「の」はここに入っているいいんですか。

高橋指導部担当部長

すみません、前の「学校の」のほうは誤植でございます。削除させていただきます。

「横浜市立学校条例の一部改正」です。申しわけありませんでした。

今田委員長

はい。所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。もう既にいろいろ議論の上、決まったことの文を条例として今回、提出していこうというものです。それでは、特にご質問等がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。

次に、教委第10号議案「横浜市立高等学校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」説明をお願いします。

高橋担当部長

それでは、教委第10号議案をご覧いただきたいと思っております。この議案につきましては、こちら先般の臨時会の際に、南高校の附属中学校で適性検査を実施する実施日の決定をしていただきましたが、この適性検査を実施する際に入学選考手数料という手数料を徴収させていただきますので、そのための条例改正をしようとするものでございます。それでは、具体的にはご説明申し上げます。

高橋高校教育

それではお手元でございます教委第10号議案をご覧ください。横浜市立高等学

課長	<p>校の授業料等に関する条例の一部改正に関する意見を、次のように申し出るということでございます。</p> <p>こちらは、条例名が「高等学校の授業料等に関する条例」という名称になっていますが、趣旨はあくまでも提案理由にございますとおり、横浜市立南高等学校附属中学校の適性検査における入学選考手数料の徴収に関する定めを追加することだけでございますので、授業料に係る改正ではございません。名称がそういう授業料等に関する条例ということになっておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>改正の内容でございますが、3ページのところにございますように、まず条例の名称を「横浜市立学校の授業料等に関する条例」と改めます。これは附属中学校が含まれることとなりますので、「横浜市立学校」と、「高等学校」から「横浜市立学校の授業料等に関する条例」という題名に改めます。</p> <p>また、第1条の中に授業料等が定められているのですが、その中の入学選考手数料の欄の項目の中に、「並びに横浜市立南高等学校附属中学校（以下「中学校」という。）の入学選考手数料」を加えるという内容でございます。具体的には第2条第3号にアとしまして高等学校が定められておりますが、その次に、イといたしまして「中学校 2,200 円」を追加いたします。また、附則といたしまして、この条例は教育委員会規則で定める日から施行するという内容でございます。以上、内容でございます。</p> <p>7ページのところに、参考資料といたしまして、近隣と政令市の入学選考手数料を掲載しております。全国的に 2,200 円ということでございます。また、高校の入学選考手数料の推移等につきましては、年度を追ってそのように経過しております。現在は 2,200 円が高校の入学選考手数料で、国の算定基準に則って定めておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
今田委員長	所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
小濱委員	基礎的なことですが、私立中学の場合の選考手数料はどれぐらいですか。
高橋指導部担当部長	正式に調査したものではございませんが、大体2万 5,000 円から3万円くらいというのが私立の相場です。
小濱委員	1けた違うわけですね。はい、わかりました。どうもありがとうございます。適正だと思います。
今田委員長	それでは、特にご質問等なければ、本件については原案のとおり承認をしてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	それでは原案のとおり承認いたします。 それでは次に、教委第 11 号議案「平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」説明をお願いします。
漆間指導部長	では、平成 23 年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続の基準を

明確にし、適切かつ公正を期するため、基本方針を策定したいので、提案をいたします。詳細につきましては、指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事
室長

それでは教委第 11 号議案に沿いまして、ご提案をさせていただきます。平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定についてです。1 枚おめくりいただきまして、提案理由につきましては、ただいま指導部長のほうからご説明させていただいたとおりです。

3 ページ目をおめくりください。平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針の案でございます。まず前文としまして、教科書は、教科課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定めます。

1 番目、教科書の採択についてでございます。まず、平成 23 年度は、次の教科書を採択いたします。1 つ目、中学校（これ以降、南高等学校附属中学校（仮称）を除きます。）において、平成 24～27 年度に使用する教科書。2 つ目、高等学校（これ以下、南高等学校を除きます。）において、平成 24 年度に使用する教科書。3 つ目としまして、南高等学校附属中学校（仮称）において、平成 24～27 年度に使用する教科書及び南高等学校において平成 24 年度に使用する教科書。4 つ目としまして、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成 24 年度に使用する教科書でございます。

なお、小学校において使用する教科書につきましては、平成 22 年度に採択した教科書を平成 26 年度まで継続使用いたします。

2 番、横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」とします。）を除き、文部科学省が作成した各校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」といいます。）の中から採択をします。

3 番、教育委員会において採択が終了した後に、新たに教科書を採択する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて選択し、採択をします。

続いて 2 番、採択の基本原則でございます。全部で 5 点ございます。まず 1 点目、公正かつ適正な手続です。文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続によって採択を行います。

2 番、教科書の調査研究です。採択の観点に沿って適切な教科書を採択するため、教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について教科毎に設定した具体的な観点に基づいて十分に調査研究を行う。3、静ひつな採択環境の確保です。教科書の採択が、公正かつ適正に行われるために、外部からの不当な働きかけ等によって採択が歪められたり、教科書への誹謗・中傷等が行われる中で採択がなされたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

4 番目、開かれた採択の実施です。教育委員会の採択に関するルールである基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。最後、5 番目です。採択地区につい

て。中学校用教科書については、1 採択地区で採択を実施する。

続きまして3番、採択の観点についてでございます。全部で11項目ございます。まず、教科書の採択に当たっては、教育基本法、学校教育法の理念の実現に向けて、学習指導要領、横浜教育ビジョンの趣旨を踏まえ、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現を目指して、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

1、幅広い知識と教養を身につけ、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな体を育む教育の一層の充実に資するに適切なものであること。2、自ら学ぶ意欲を培い、自らの可能性と人生を切り拓く態度を養うとともに、職業及び生活との関連を重視することができるよう配慮されているものであること。3、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を育むことができるように配慮されているものであること。4、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、生命を大切にし、自他の人格を尊重する心、他人を思いやる心などが育つように配慮されているものであること。5、我が国と郷土横浜の伝統や文化を愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解、尊重し、国際社会に寄与する開かれた心の育成に適したものであること。6、児童生徒の興味・関心を高め、自主的・主体的な学習や体験的な学習、言語活動を重視した学習を展開することができるよう、配慮されているものであること。7、義務教育における連続性のある学習活動を実現するために、各学年の適時性ととも、幼・保・小・中の系統性に配慮されているものであること。8、教科書として内容の組織配列、分量などが適切であり、文章、用語、挿絵、地図、図表、写真などの表現が、児童生徒にとって使いやすいように創意工夫がなされていること。9、高等学校において使用する教科書は、各学校の特色に合わせ、生徒一人一人の可能性を伸ばし、希望する進路に進むために最も適切と思われるものであること。10、南高等学校附属中学校（仮称）において使用する教科書は、中等教育後期課程（高等学校）との系統性に配慮して、適切な学習活動の実現を目指すものであること。また、南高等学校において使用する教科書は、学校の特色に合わせ、生徒一人ひとりの可能性を伸ばし、希望する進路に進むために最も適切と思われるものであること。11、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、個別の教育支援計画に基づき、一人ひとりのニーズに応じた指導を行うために適切な内容であること。

なお、観点（1）につきましては、教科毎に「横浜版学習指導要領」に示した育てたい子どもの姿に基づいた具体的な観点を設定することといたします。この部分につきましては、既に本市で公表しておりますこの「横浜版学習指導要領」の中に、具体的に各教科で育てたい子どもの姿が掲載されております。

具体的に、こちらは算数・数学でございますので、本年度採択する中学校数学についてご説明させていただきますと、こちらの中に、例えば豊かな心の育成に関しては、決まりやルールに基づいて正確に物事を考える態度を養うであったり、コミュニケーション能力の育成に向けての部分では、自他の意見や考えを、言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて的確に表現する力を育成するなどが示されております。このように具体的な内容を踏まえた上で、それぞれの教科の内容についての検討を行うというふうに考えております。

続きまして4番、採択の流れについてでございます。1、教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、中学校、高等学校、南高等学校、南高等学校附属中学校（仮称）、特別支援学校及び小・中学校の個別支援学級において使用する教科書の取扱いに関し、本方針に基づいて具体的な調査・審議を諮問する。

2、審議会は、教育委員会の審議に資することができるよう、調査研究した教科書の内容と、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」で示した育てたい子どもの姿との関連が明確になるよう答申する。3、教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

最後5番目、調査研究についてでございます。1、中学校用教科書。ア、教科書。審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜版学習指導要領」で示した教科で育てたい子どもの姿に基づいて、具体的な調査研究について検討を行い、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。イ、学習実態。審議会は、生徒の学習実態等について十分に調査研究を行う。

2、高等学校用教科書。ア、教科書です。審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。イ、学習実態。高等学校においては、教科・科目の開設状況が各学校において大きく異なり、それに伴う生徒の学習実態も学校ごとに異なっているため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

3、南高等学校及び南高等学校附属中学校（仮称）用教科書です。まず南高等学校です。ア、教科書。審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。イ、学習実態です。南高等学校においては、学校の特色に配慮し、適切な学習活動を実現するため、審議会は、生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

続きまして、南高等学校附属中学校（仮称）です。ア、教科書。審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」で示した教科で育てたい子どもの姿に基づいて、具体的な調査研究について検討を行い、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。イ、学習実態です。南高等学校附属中学校（仮称）においては、中等教育後期課程（高等学校）との系統性に配慮して、適切な学習活動の実現を目指すため、審議会は、中高一貫教育校として想定される学習実態に基づいて十分に調査研究を行う。

最後に、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書についてです。ア、教科書。審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知並びに「横浜版学習指導要領」に基づいて、文部科学省の特別支援学校用（小・中学部）教科書目録に登載された著作教科書及び平成24年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。イ、学習実態です。特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

以上で提案を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

少し長い文ですが、大事なものです。所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたら、どうぞ。

中里委員	確認ですが、3ページの中ほどに、「南高等学校附属中学校（仮称）」とありますが、これは議案の9で審議したものを議会に出して正式に決まるのでということで、時間差があるということですよ。
齊藤指導主事 室長	はい。そのとおりでございます。
中里委員	ここでは（仮称）でよろしいわけですね。
齊藤指導主事 室長	はい。現段階では仮称ということですよ。
中里委員	それから、この教科書は、24年から27年の4年間にわたる教科書の採択をするわけですが、これは中学校だけで、高等学校は24年度に使用するもので、毎年採択ということですよ。 南高等学校の生徒が3年後、27年度に正式に高校生になるわけで、そうすると、南高等学校の採択はまたここで変わってくるわけですよ。
齊藤指導主事 室長	そのとおりでございます。
野木委員	今回、平成23年度の横浜市教科書採択の基本方針について、内容的に今までと違うところとか、大体同じなのか、その辺をお伺いしたいと思います。
齊藤指導主事 室長	今の委員からのご指摘でございますが、昨年度の平成22年度の横浜市教科書採択の基本方針と比較しますと、まず3ページ目の1の教科書の採択について、（1）番、本年度採択する教科書の種別でございますが、このあたりを簡条書きにしたということが一つでございます。 それから、5ページになりますけれども、採択の観点の（10）番の部分。こちらにつきましては、来年度、南高等学校附属中学校（仮称）が開校に当たりますので、こちらについては新規で位置づけたということになります。また、関連しまして6ページの下段から、調査研究につきまして（3）番、南高等学校及び南高等学校附属中学校（仮称）教科書という部分を、こちらも新規に追加したということでございます。 それ以外につきましては、昨年度は小学校の採択、今年度は中学校になりましたけれども、採択の基本的な方向性・考え方は変わっておりません。以上でございます。
漆間指導部長	この新しい学習指導要領に基づいて、昨年度、小学校の教科書を採択いたしました。中学校はそれを受けて、新しい学習指導要領に基づくものでございますので、基本的な考え方は変わっておりません。
今田委員長	この5ページのところの（7）と（10）のところ「中等教育後期課程（高等学校）との系統性に配慮して、適切な」、ここであえて連続性とは違う、系統性という言い方をしているというのは、何か意味がありますか。

齊藤指導主事
室長

今、委員長のほうからのご指摘の部分、まず（7）のところの系統性という、この言葉を一つ例にしてお話をさせていただきますと。先ほどご紹介させていただきました、この「横浜版学習指導要領」では、小学校・中学校、この義務教育の部分につきましては9年間で子どもたちに身に付ける力というのが表としてまとめてございます。こちらはそれぞれの教科の領域に応じた形で、どのような形で学習内容がつながり、そして発展していくのか、そういった系統を克明に示してございます。

この部分を重視していきたいというようなことから、（7）のところで系統性という言葉を使っておりますが、同じく、ここから今度は中学から高校にかけても同じような考え方で生徒に身に付けさせていきたい力、それをより明確に位置づけていく、指導していく。そのための学習が非常に成立しやすい、うまく機能していく教科書を選んでいきたいということになります。

ですから、ここで言っている系統性というのは、子どもたちに身に付けさせていきたい力、もちろん連続性も含まれますし、関連性もありますし、そういったようなことを包含した表現ととらえていただければよろしいかと思えます。

一言で言えば、より滑らかに、かつそれぞれの発達段階に応じてですが、例えば小と中の間が、しっかりとこの連続性があるって滑らかにしていくためには、その学ぶ内容というものがしっかりとつながっていなければいけませんし、関連づいてなければいけません。同じく、今回のこの南高等学校と附属中学校の場合においても、やはりこの6年間の学習というものが、連続性があり、そしてなおかつそこに一定の質が担保されるという必要があるということから、こういった系統性という部分が非常に重視されると考えております。

漆間指導部長

もう少し、今の説明に少し加えて申しますと、連続性と申しますと、例えば日本の文化を学ぶときに、文化というレベルで「絵」ということ、それから「書」ということで連続がございます。

系統性と申しますと、例えば日本の工業を学ぶときに、その工業を理解するために、より基本となること。例えば海の近いところには原料を輸入しやすい工場が立地しやすいというような基本的な内容をまず学んで、さらにそのレベルの高い内容を学んでいくということです。

いわゆるその学ぶレベルも意識しながら、より発達段階等を意識しながらつけていくという考え方が含まれたものが系統的な学びとなります。端的に言いますと、内容のレベルがだんだん難しくなっていくようなことを意識していただけるといいかなと思います。

今田委員長

南高等学校附属中学を別にするのは、大事な視点だと思います。学ぶレベルというか、系統性に配慮しているということですよ、教育長。

山田教育長

これは、文科省の通知とかで、連続性と系統性という表現を使っているのですか。

齊藤指導主事
室長

特に通知ということではありません。

奥山委員

7ページのところの、南高等学校附属中学校については、これからということもあるので、これは想定される学習実態に基づくしかないわけですよ。それについて十分に調査研究を行うっていうのは、調査研究するっていうのもなかなか

難しいなと思うわけですけど、この辺はどのように考えていますでしょうか。

齊藤指導主事
室長

奥山委員のご指摘のとおり、実際に生徒がおりませんので、具体的な学習実態をその生徒から調査するということが非常に難しいところでございます。

ただ、この南高等学校及び南高等学校附属中学校（仮称）の教育方針、このような子どもたちを育てていきます、このような教育をしていきますというものについては、既に一定の方向性を打ち出しておりますので、それを一つの基準として本市が附属中学校を置いたそのねらいを想定しながら、当然このような子どもたちになっていくであろう、そして、そのような子どもたちを逆に育てていきたいということで、ここに調査研究を行うと書かせていただいたのは、そのような方向性をもとにということでございます。

漆間指導部長

南高等学校の附属中学校は適性検査を行います。それは、その目指すべき子どもの姿、南高等学校あるいは附属中学校の目指すべき姿を目指して、入学してくる子どもの適性を見ていくわけですので、その適性検査をつくっていくときの視点も一つ、この子どもたちの学習実態を見ていく上での指標になるかなと考えております。

奥山委員

ここだけ学習実態でいいのかどうかと思っただけです。今のお話を聞くと、その目標・教育方針に基づいてということでしたので、何かその辺も少し加味した表現にしたほうがいいのか、ご検討いただければと思います。

小濱委員

今のご質問に関連するのですが、適性検査を通ってきた子どもたちによく合うような教科書を想定するわけですね。その場合、やはり学力の高い子どもへ合わせた難しい教科書、というようなことが条件として当然入ってくるということでしょうか。

漆間指導部長

単純に難しいというものではなくて、適性検査ですので、学校説明会など、担当のほうから説明しておりますが、総合的に判断したり、考えたり、あるいはモチベーションを高く持って学習をしたりという、そういう広い意味のレベルの高さ、そういうものを持ったものということで、単に内容の難しいレベルのというものではないと理解しております。

それから奥山委員が先ほどおっしゃった件ですが、十分にその目標と、それから方針は意識して、審議会は中高一貫教育校として想定されます。この想定の中に目標とか、そういうことを含めてのものと理解をしております。

中里委員

素朴な疑問なのですが、中学校の採択は、4年間ですよね、高校は1年で。これは、理由はありますか。

齊藤指導主事
室長

法律でそのような規定がされているという事実はありますが、理由はこちらでもすぐには分かりかねます。

中里委員

教育の実態が変わることを考慮してでしょうか。少し心配しているのは南中学校のほうも、採択4年で、適性検査を受けた子どもですよね。高校は入学試験を受けた子どもですよね。

齊藤指導主事

その辺について、もし文部科学省のほうに問い合わせ、理由がはっきりしま

室長	したら、またお答えしたいと思います。
中里委員	他都市の中高一貫校も、中学校はやはり4年の採択でしょうか。
漆間指導部長	基本的に義務教育の範疇でございますので同じです。
今田委員長	それでは、ほかにご質問がないようでございますので、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
今田委員長	では原案のとおり承認いたします。 次に、教委第12号議案「横浜市教科書取扱審議会への諮問について」説明をお願いいたします。
漆間指導部長	平成24年度に使用いたします教科書の採択に当たり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問につきまして提案いたします。詳細につきましては、指導主事室長より説明いたします。
齊藤指導主事室長	<p>それでは、教委第12号議案をご覧ください。横浜市教科書取扱審議会への諮問についてでございます。提案理由につきましては、ただいま指導部長からご説明したとおりです。</p> <p>3ページ目の「横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）」案をご覧ください。次に挙げます教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問をいたします。4点ございます。</p> <p>1点目は中学校、先ほど同様でございますけれども（南高等学校附属中学校（仮称）を除く）において、平成24～27年度に使用する教科書。2点目が高等学校（南高等学校を除く）において、平成24年度に使用する教科書。3点目、南高等学校附属中学校（仮称）において平成24～27年度に使用する教科書及び南高等学校において平成24年度に使用する教科書。4点目、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成24年度に使用する教科書でございます。</p> <p>おめくりいただきまして4ページ。理由のところについてのみ、まずご紹介させていただきます。教科書は、教科課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。</p> <p>よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり平成23年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。</p> <p>この基本方針は、適正な手続のもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するとともに、採択の観点、基本原則、採択の流れ等を明確に示すこと、また、すべての教科書の調査研究の結果と児童生徒の学習状況の調査研究の結果をもとに、教育委員会において慎重に審議した採択の結果を、市民にわかりやすく説明していくこと等を意図したものである。</p> <p>本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の</p>

採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し、調査・審議を諮問する。

この後、1番の中学校用教科書、2番、高等学校用教科書、5ページに移りまして3番、南高等学校及び南高等学校附属中学校（仮称）用教科書、4番、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書につきましては、先ほどご審議いただきました基本方針後の調査研究の内容でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして6ページをご覧ください。5番、基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と、「横浜版学習指導要領」、「横浜市立高校版学習指導要領」で示した育てたい子どもの姿並びに児童生徒の学習実態の調査結果を慎重に審議し、確かな学力の向上及び豊かな心や健やかな体の育成のために一層効果的な教科書の採択ができるよう、相互の関連について明確にすること。

6、基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。あわせて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。

以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。それではご質問等がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり承認いたします。ご苦労さまでした。

以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、ご発言等がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時45分]